

商業施設内の遊戯施設における  
消費者安全に関する調査報告書(案)

平成 27 年 8 月

消費者委員会

## 目 次

はじめに	1
第1 商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する取組の強化	3
1 商業施設内の遊戯施設における事故の発生状況	3
2 商業施設内の遊戯施設における事故に対する行政機関の対応状況	3
(1) 消費者庁	3
(2) 経済産業省	3
3 対策	4
第2 事故情報の収集	5
1 商業施設内の遊戯施設における事故の状況	5
(1) 事故情報データバンク	5
(2) 医療機関ネットワーク	5
(3) 消費者、事業者及び有識者等からの聞き取り	5
2 課題	6
3 対策	7
第3 事故情報の活用	8
1 商業施設内の遊戯施設における安全面に関する基準	8
(1) 行政機関の対応状況	8
(2) 事業者等における取組	8
(3) 実地調査から明らかになった施設面等の事例	9
2 消費者庁及び国民生活センターによる注意喚起等の実施状況	9
(1) 消費者庁	9
(2) 国民生活センター	9
3 課題	9
(1) 基準の策定	9
(2) 情報の共有、注意喚起の実施	11
4 対策	11
第4 専ら経済産業省が所管する商業施設内の遊戯施設を除く遊戯施設の安全対応	12
1 所管の状況	12
2 対策	12
第5 関係行政機関への事故情報の提供と消費者への注意喚起	13
1 関係行政機関への事故情報の提供	13
2 消費者庁による消費者への注意喚起の実施状況	13
3 対策	13

参考資料  
関係法令等

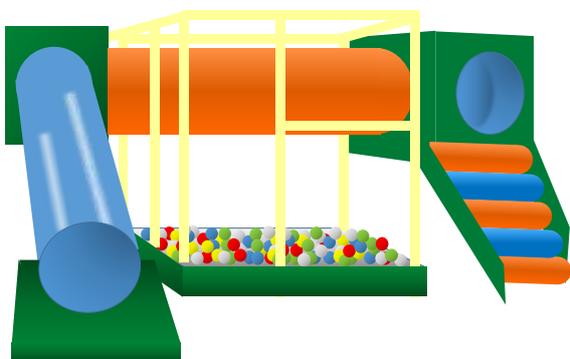
## はじめに

近年、ショッピングセンター等の商業施設内に設置されている遊戯施設が普及し、それに伴い商業施設内の遊戯施設における子どもの事故が発生している。

本報告書における商業施設とは、小売業、飲食業及び娯楽業の業務を行う者の事業の用に供される施設<sup>1</sup>である。また、本報告書における遊戯施設とは、有料・無料、屋内外を問わず、子どもが体を動かして遊ぶことを目的とした施設<sup>2</sup>である。

以下は商業施設内の遊戯施設の例である（図1、図2参照。）

図1 複合アスレチックのイメージ



（当委員会が作成）

図2 エア遊具（滑り台）



（一般社団法人日本エア遊具安全普及協会提供）

当委員会の調査によれば、遊戯施設(屋内)の年間利用者数は平成26年度に1,400万人を超えており、これはテーマパーク1つ分の年間集客数に相当する。人気の要因は、子どもの発育を助け、屋内であるため天候や気温に左右されず、柔らかいエア遊具が多いため安全に見え、子育て中の保護者が買い物時に子どもを遊ばせることができるためなどとみられる。そのため、ショッピングセンター等多くの商業施設において遊戯施設を設置している状況がみられる。

しかし、商業施設内の遊戯施設では消費者安全法（平成21年法律第50号）の重大事故等<sup>3</sup>に該当すると思われる骨折等の事故が発生している。独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）は、平成25年6月に、報道発表資料「商業施設内の屋内遊戯施設における子どもの事故」を公表した。当該資料によれば、約6年間<sup>4</sup>で34件の相談が全国消費者生活情報ネットワーク・システム

<sup>1</sup> 具体的には、ショッピングセンター、家電量販店、書店、飲食店、コンビニエンスストア、遊園地、テーマパーク並びに小売業、飲食業及び娯楽業が主催する屋内外イベント会場等が該当する。

<sup>2</sup> 具体的には、屋内遊戯施設（インドアプレイグラウンド）、複合アスレチック、エア遊具、ジャンピング遊具、ボールプール、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、その他これらに類するものが該当する。なお、建築基準法（ジェットコースター等）、電気用品安全法（ゲームセンターの遊戯器具等）、消費生活用製品安全法（玩具等）が対象としている遊戯施設・遊具は含まない。

<sup>3</sup> 本報告書において、「重大事故等」とは、消費者安全法第2条第7項に規定する重大事故等をいう。

<sup>4</sup> 平成19年4月から25年1月。

(以下「PIO-NET<sup>5</sup>」という。)に登録されており、骨折等の事例もみられた。また、利用した保護者の半数以上が従業員から受けた安全な利用に係る注意事項の説明や掲示を認識していない等の調査結果が掲載されている。

事故情報データバンク<sup>6</sup>によれば、平成20年度から26年度までの7年間に、0歳から9歳までの遊戯施設における事故(死亡、治療期間1か月以上)については、死亡事故はなかったものの、当該データバンクに登録されたものだけで骨折や指の切断などの治療期間1か月以上の事故が28件発生していた。

また、当委員会の調査によれば、平成26年度だけで少なくとも88件の骨折等の事故が発生している。

この背景には、商業施設内の遊戯施設における、明確な安全基準がなく、指導監督に当たる行政機関も定められていない(いわゆる「すき間」である。)ため、事故情報<sup>7</sup>の収集や、事業者に対する指導監督が行われていないことがある。より深刻な事故が発生する前に、現時点において早急に効果的な対策を講ずる必要がある。

以上のことから、商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関して調査を行った。

---

<sup>5</sup> 「PIO-NET(パイオネット)」とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース。

<sup>6</sup> 「事故情報データバンク」とは、消費者庁が国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム(平成22年4月より運用開始)。なお、消費者からの申出等をもとにしたものであり、事実関係が確認されていない事例も含む。

<sup>7</sup> 本報告書において、「事故情報」とは、消費者安全法第2条第5項に規定する消費者事故等のうち、同法第12条第1項及び第2項において、その発生に関する情報を行政機関の長等が得たときは内閣総理大臣に通知することとされている情報をいう。

## 第1 商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する取組の強化

### 1 商業施設内の遊戯施設における事故の発生状況

事故情報データベースに基づき、商業施設内の遊戯施設で発生した事故28件について調査したところ、事故の発生場所は、「ショッピングセンター」9件(32.1%)、次いで「遊園地」5件(17.8%)となっており、その他、「家電量販店」「書店」等においても各1件(各3.57%)の事故が発生していた。

また、事故が発生した遊戯施設は、「エア遊具」9件(32.1%)、「ボールプール」「滑り台」各4件(各14.3%)等となっていた。さらに、事故の発生原因については、「落下・転落」7件(25.0%)、次いで「転倒」6件(22.3%)、その他、「飛び降り」「衝突」各5件(各17.9%)等となっていた。

商業施設内の遊戯施設において、子どもの事故が発生していることに鑑み、事業者が事故防止に向けて十分な安全対策を適切に講ずるためには、行政機関が必要な指導監督を行っていく必要がある。

### 2 商業施設内の遊戯施設における事故に対する行政機関の対応状況

#### (1) 消費者庁

消費者庁は、消費者安全法第40条第1項及び第2項に基づいて、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)において、重大生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、当該商品等又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告、命令することができることとされている。

したがって、現状は消費者庁が、問題に一定の対処をすべき立場にあるが、消費者安全法が規定するのは個別の重大事故等が発生した場合の当該事業者への措置にとどまるものであり、同法において、全ての事業者に対して安全基準を示し、その遵守を指導するなど消費者の安全確保に関して恒常的に指導監督を行うことが規定されているものではない。

#### (2) 経済産業省

経済産業省は、商工業の発達及び改善に関する基本に関する事務を所掌するとともに、所掌事務に関連する一般消費者の利益の保護に関する事務を所掌しているところであるが、これまで、商業施設内の遊戯施設における消費者事故等の防止に向けた事業者に対する指導監督は行われてこなかったの

が実態である。

しかし、商業施設内の遊戯施設において、骨折等の事故が発生している状況に鑑み、今後は、消費者事故等を防止するための措置を恒常的に講ずる体制を構築するため、経済産業省において、同省の所管する商業施設について、そこに設置されている遊戯施設の運営事業者等に対し恒常的に指導監督を行うことを明確に位置付ける必要がある。

### 3 対策

消費者庁は、商業施設内の遊戯施設において、消費者安全法に基づく消費者事故等が発生していることを踏まえ、経済産業省において、同省所管の商業施設について消費者安全の観点から適切に業振興に取り組まれるよう同省と調整を行うべきである。

## 第2 事故情報の収集

### 1 商業施設内の遊戯施設における事故の状況

当委員会は、商業施設内の遊戯施設における子どもの事故の実態を把握するため、事故情報の収集を行った。収集方法は、事故情報データベース、医療機関ネットワーク<sup>8</sup>からの事故情報抽出、消費者、事業者及び有識者等に対する聞き取り調査である。

#### (1) 事故情報データベース

事故情報データベースでは、対象年齢を0歳から9歳まで、事故の発生場所を店舗・商業施設、事故の発生期間を平成20年度から26年度までとし、遊戯施設における事故の事例を抽出した(参考資料1参照。)

平成20年度から26年度までの7年間でみると、死亡事故はないが、治療期間1か月以上の事故は28件、平成26年度では5件であった。

#### (2) 医療機関ネットワーク

医療機関ネットワークでは、対象年齢を12歳以下、事故の発生期間を平成22年12月から27年3月までの遊戯施設に関する事例を検索し、遊具の設置場所が商業施設であるものを抽出した。

抽出した事故の情報を当委員会において分析した結果、中等症(生命に危険はないが、入院を要する状態。治療期間は1か月未満の場合も1か月以上の場合もあり得る。)が13件、軽症(入院加療を必要としないもの。)が27件あった。平成26年度では、中等症3件、軽症4件であった。

#### (3) 消費者、事業者及び有識者等からの聞き取り

消費者からの聞き取りでは、子育て非営利団体の紹介による未就学児を持つ保護者から、事故やヒヤリハット情報、事業者の安全管理責任、注意事項の掲示、保護者として気を付けていること等について聴取を行った(参考資料2参照。)

未就学児を持つ保護者は、年齢差のある子どもが複数人同時に遊具を使う場合、年少の子どもが怪我をしたり、ヒヤリとしたりするケースが多く、スタッフは年齢区分があっても注意しないことが多い、と考えている。

事業者、有識者等からの聞き取りは、商業施設内の遊戯施設の運営事業者16社(528施設。平成26年度入場者数約1,400万人。平成27年3月末日現在、当委員会調べ。)遊具メーカー、デベロッパー、遊戯施設に係る事業者団

<sup>8</sup> 「医療機関ネットワーク事業」とは、参画する医療機関(平成27年3月末時点で24機関)から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした消費者庁と国民生活センターとの共同事業(平成22年12月運用開始)である。

体研究機関及び子育て非営利団体から行った（参考資料3参照。）

遊戯施設の運営事業者等からの聞き取り調査によって、平成26年度だけで少なくとも88件の骨折等の事故が発生していた。これは、事故情報データベースに登録された治療期間1か月以上の事故5件（平成26年度）の事故情報とは乖離した値である。

事業者や遊具メーカーは、ジャンピング遊具での衝突や転落、滑り台などの高い遊具からの転落、走って人や壁に衝突するなどによる骨折等が多く、事故の原因のほとんどは遊具自体ではなく遊び方である、という意見を持っている。

## 2 課題

既に述べたように、商業施設内の遊戯施設における消費者の事故について、消費者安全法に基づいて消費者庁に集約されている事故情報と、事業者が保有している事故情報との乖離は非常に大きく、現状では消費者庁は事故情報を十分に収集できていないと言わざるを得ない。この理由は、消費者安全法が行政機関の把握した事故情報を消費者庁へ集約する制度であることを踏まえると、商業施設内の遊戯施設の消費者安全について恒常的に指導監督を行う行政機関がないため、事故が発生した場合に事業者から行政機関に事故情報が伝達される仕組みが整っていないことが考えられる。事故情報は、事故の発生防止を図るための施策の企画立案の基盤となるものである。商業施設内の遊戯施設の事故防止を図るため事業者が保有している事故情報が経済産業省において十分に収集され、また、消費者庁へ通知されることにより、消費者安全の実現のための施策に活かされるとともに、国民に共有される必要がある。

## 3 対策

経済産業省は、取り組むこととされた商業施設内の遊戯施設における事故情報を適切に収集する仕組みを構築し、収集した情報を消費者安全法に基づき消費者庁へ通知すべきである。

### 第3 事故情報の活用

商業施設内の遊戯施設における消費者事故等の発生を防止するためには、これらの施設における安全面に関する基準の策定や関係事業者の事故情報の共有等が重要であり、そのための事故情報の活用が必須である。安全面に関する基準には、法令、法令に基づく安全基準、行政指導上の安全ガイドライン、事業者団体等の自主安全基準を含むものである。

#### 1 商業施設内の遊戯施設における安全面に関する基準

##### (1) 行政機関の対応状況

商業施設内の遊戯施設における安全基準について、行政機関において策定したものはない。

##### (2) 事業者等における取組

###### ア 一般社団法人日本エア遊具安全普及協会

一般社団法人日本エア遊具安全普及協会（以下「協会」という。）は、エア遊具を自社で運用する会社、遊具レンタル会社、遊具製造・販売会社、屋外イベント等でエア遊具を運用するイベント会社、メンテナンス会社、保険会社等を会員とし、事故情報、安全対策情報の共有と活用の仕組み作り、安全に関する基準作り、安全教育・研修を行っている。

平成20年に協会は、主に屋外でのエア遊具の使用と運営の自主基準である「安全運営の10ヶ条」を公開した。これは、運営スタッフの人数、教育研修、ゲストコントロールと内外部監視、定員管理、風速基準などを定めている。

なお、「安全運営の10ヶ条」は、平成22年11月のエア遊具事故をきっかけとして平成23年1月に消費者庁によって周知された。地方公共団体の中には、「安全運営の10ヶ条」を調達基準に採用しているところもある。その後屋外のエア遊具の分野においては大きく報道されるような事故は発生していない。当委員会の調査では、「安全運営の10ヶ条」が周知されてからは運営事業者等のスタッフの安全意識が高まった、という事業者の声もあった。

###### イ 商業施設内の遊戯施設の運営事業者の安全への取組状況

###### (ア) 施設ごとに異なる安全対策への取組方

事故情報の活用について、ほとんどの事業者は、自社の事故情報を社内で共有し、原因を分析し、何らかの安全対策を講じている。

###### (事業者における安全対策例)

- ・ 事件事例を反映した安全基準の策定。
- ・ 過去の事件事例を踏まえた遊具の設計及び配置。
- ・ 年齢層別にエリアを分け、大きな子どもと小さな子どもの衝突を防止。

- ・ジャンピング遊具に人数制限の設定。
- ・保護者の安全管理責任を十分な説明。
- ・監視カメラを使った事故の原因分析。

しかしながら、事業者それぞれにおいてこれら安全対策への取り組み方が異なっている。例えば、スタッフ監視員の有無、保護者への注意喚起の有無などに違いがみられる。

#### (イ) 他社の事故情報の共有

屋外のエア遊具を除く分野において、いわゆる業界団体が存在していないこともあり、他社の事故情報についてはほとんど入手できておらず、事業者間の事故情報は共有されていない。多くの事業者は、他社の事故情報を知り、それを自社基準や遊具の改善に反映させて安全対策を向上させたいと考えており、事故情報の共有を望んでいる。

#### (ウ) 保護者への安全管理責任に関する説明

商業施設内の遊戯施設の運営事業者等が、消費者に対して安全管理責任が誰にあるのかについて十分に確認を取っていないという有識者の意見がある。例えば、事業者は安全管理責任を保護者が持つよう説明したつもりでも、保護者は必ずしもそのことを認識していない場合もあり、子どもの事故が起ると、両者の認識の不一致が問題となる。

### (3) 実地調査から明らかになった運営面等の事例

当委員会が調査した運営面や施設面で子どもが遊ぶのに危険と考えられる事例を以下に示す。

#### 事例1 (運営面)

1人用のジャンピング遊具を複数の子どもが利用しており、子ども同士が衝突する可能性が高いので、危険と考えられる。

#### 事例2 (施設面)

遊具の間隔が狭いため、子ども同士が衝突しやすく、危険と考えられる。

#### 事例3 (施設面)

バウンサー(クッション状のエア遊具)から空気が漏れており、空気圧が不足している可能性があった。空気圧が不足すると、衝撃吸収力が低下して怪我をしやすくなり、危険と考えられる。

#### 事例4（施設面）

高さ約2mのエア遊具の滑り台の降り口と壁との距離が約0.5mと近く安全領域が狭いため、前に滑り降りた子どもが残っていると、次に滑り降りる子どもと衝突しやすい構造となっており、危険と考えられる。

## 2 消費者庁及び国民生活センターによる注意喚起等の実施状況

### （1）消費者庁

消費者庁は遊戯施設等の事故防止に関して、以下の注意喚起を行っている。

- ・ エア遊具に関する事業者等への安全対策の要請、消費者への注意喚起等を実施（平成23年1月、平成23年8月、平成23年11月）
- ・ 屋内アミューズメント施設の利用の実態を把握するためのアンケート調査の結果をもとに、消費者に対する注意喚起を実施（平成24年12月）
- ・ このほか、子ども安全メールにおいて、随時、滑り台、公園遊具など、遊具に関する情報発信を実施（平成25年度以降、5回の注意喚起）

### （2）国民生活センター

平成25年6月6日、国民生活センターは、報道発表資料「商業施設内の屋内遊戯施設における子どもの事故」にて、事業者及び消費者に対する注意喚起を実施した。

## 3 課題

### （1）基準の策定

現在、商業施設内の遊戯施設の運営事業者等は、独自の安全対策を行っているところもあるが、遊戯施設の運営事業者間で安全対策の内容に差がみられる。商業施設内の遊戯施設において、適切な安全対策の実施が確保されるためには、例えば、遊具の設計や配置、人数制限、年齢制限、突起処理や空間確保等の環境の整備などに関する一定の安全面に関する基準を設けることができれば、安全対策が不十分な事業者も事故を予防することが可能であると考えられる。その基準は、必ずしも法的基準ではなく、経済産業省が策定するガイドラインや業界団体が策定する自主基準でも目的を達成しうるものと考えられる。

この場合も、経済産業省は、ガイドラインや自主基準を効果的に適宜フォローするとともに、必要に応じて指導監督の根拠法の立法の必要性についても念頭に置きつつ、注視していくことが重要である。

なお、当委員会の聞き取り調査では、多くの事業者が、事故情報の共有を発展させることにより、何らかの共通な安全に関する基準が必要であるとコメントしている。

基準の策定に当たっては、前述の「安全運営の10ヶ条」や、都市公園におけ

る指針<sup>9</sup>、海外の規格<sup>10</sup>が参考となる。

例えば、事故情報データベースに登録された事故(参考資料1参照。)に対し、既存の規格や基準等の準用により、下表のような対策案を考えることができる。

表 事故情報データベースの事故事例とその防止に考えられる対策案

発生年月	事故の概要	考えられる対策案
平成 23 年 8 月	施設に設置されたエア遊具の送風機内に指を入れ、人差し指の先を切断する重傷を負った。	送風機への指入れ防止のための保護を行う <sup>11</sup> 。
平成 24 年 11 月	2 歳 9 ヶ月の娘がテーマパークの滑り台の階段で転倒し、怪我を負った。	階段に適切な手すりや滑り止めを施す <sup>12</sup> 。
平成 25 年 12 月	子供がショッピングモールの有料のボールプールに飛び込んだら、足の脛(すね)を骨折した。	入場前の子どもたちに、エア遊具の遊び方、禁止行為などをしっかり説明する <sup>13</sup> 。
平成 26 年 5 月	複合アスレチック施設で、5 歳の子どもが従業員の不適切な遊具の扱いが原因で怪我をした。	ビデオ、録音音声、看板、口頭指示等によって消費者への説明を行う <sup>14</sup> 。 従業員に正しい遊具の使用方法を教育する <sup>15</sup> 。
平成 26 年 12 月	飲食店の敷地に設置された滑り台で、児童 1 名が出発部から落下し、意識不明の重体となった。	子どもたちが踊場でふざけて押したり、突き飛ばすなどの不適切な行動が発生しても落下しない対策を行う <sup>16</sup> 。

(注) 事故情報データベースのデータを基に当委員会が作成。

<sup>9</sup> 都市公園に関しては、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」が、国土交通省から通知されている。それに基づき、一般社団法人日本公園施設業協会では「遊具の安全に関する規準」を策定し、遊具の高さや安全領域、強度、点検等の規準を定めており、自主基準として活用されている。

<sup>10</sup> 海外規格に関しては、米国では ASTM 規格(世界最大規模の標準化団体である ASTM International(米国試験材料協会:旧称 American Society for Testing and Materials)が策定・発行する規格)で、遊具の設計や製造、運用、保守についての必要要件を定めており、欧州では EN 規格(欧州 30 か国で構成される CEN(欧州標準化委員会)、CENELEC(欧州電気標準化委員会)及び ETSI(欧州通信規格協会)が発行する、欧州の統一規格)で、遊具の設計、運用、試験方法、検査、保守、表示など細かな基準を定めている。

<sup>11</sup> EN 14960:2013, Inflatable play equipment - Safety requirements and test methods, 4.2.4 Blowers

<sup>12</sup> 一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S」4.4.9 階段・はしごの設計

<sup>13</sup> 一般社団法人エア遊具安全普及協会「安全運営の 10 ヶ条(改訂 Ver.2. 2010.12)」6.

<sup>14</sup> ASTM F2970-13, Standard Practice for Design, Manufacture, Installation, Operation, Maintenance, Inspection and Major Modification of Trampoline Courts, 17.2 Patron Education

<sup>15</sup> ASTM F770-14 Standard Practice for Ownership, Operation, Maintenance, and Inspection Amusement Rides and Devices, 4. Owner/Operator's Responsibility

<sup>16</sup> 一般社団法人日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S」4.4.8 転落・落下、解説 4.4-14

## (2) 情報の共有、注意喚起の実施

消費者安全法に規定する消費者事故等に関する情報を共有することで、遊具製造事業者、施設運営事業者、イベント事業者、遊具レンタル事業者、デベロッパー等の関係事業者は同種の事故に対して予防対策を講ずることができ、商業施設内の遊戯施設における安全の確保に有用であるため、経済産業省は、関係事業者に対して広く情報を共有し、同種の事故に対して予防対策を講ずるよう注意喚起すべきである。

## 4 対策

経済産業省は、取り組むこととされた商業施設内の遊戯施設における消費者事故等の発生を防止するため、以下の措置を講ずべきである。

- (1) 関係事業者が遵守すべき安全面に関する基準(ガイドライン、自主基準を含む。)の策定に向けた措置を講ずること。
- (2) 関係事業者と事故情報を共有し、同種の事故に対して予防対策を講ずるよう注意喚起すること。

## 第4 専ら経済産業省が所管する商業施設内の遊戯施設を除く遊戯施設の安全対応

### 1 所管の状況

事故情報データベースに登録された遊戯施設における事故に関する情報によると、専ら経済産業省が所管する商業施設内の遊戯施設を除く遊戯施設（飲食店、公園及び学校の遊戯施設等）でも事故が発生していることが明らかとなっている。これらの施設についても関係行政機関と調整の上、事故情報の収集・活用にすき間がないように対策を講ずる必要がある。

### 2 対策

消費者庁は、専ら経済産業省が所管する商業施設内の遊戯施設を除く遊戯施設においても消費者事故等が発生していることを踏まえ、それらの事故防止を図るため、当該施設に係る事故情報の収集・活用が適切に行われるよう、関係行政機関と調整すべきである。

## 第5 関係行政機関への事故情報の提供と消費者への注意喚起

### 1 関係行政機関への事故情報の提供

遊戯施設における事故は、商業施設に限らず、様々な施設（宿泊施設、スポーツ施設及び児童福祉施設等）でも発生する可能性があり、事故情報を共有することで、関連施設は予防対策を講ずることができ、同種の事故の発生を予防できる可能性がある。消費者庁に通知され、収集された全ての事故情報は、事故の再発防止のために活用されるべきである。しかし、遊戯施設を設置している事業に係る行政機関が消費者庁に通知した事故情報は、必ずしも遊戯施設を設置している事業に係るその他の行政機関に共有されていない。

### 2 消費者庁による消費者への注意喚起の実施状況

消費者庁が行った遊戯施設等の事故防止に関する注意喚起は前述（第3の2（1））のとおりである。

### 3 対策

消費者庁は、遊戯施設において発生した事故の情報の適切な活用を図るため、収集した事故情報を、商業施設以外の施設を含め、遊戯施設を設置している事業を所管する関係行政機関に提供すべきである。

また、消費者庁は、消費者事故等の防止のため、引き続き、消費者に対して適時適切に注意喚起を行うべきである。

